金沢都市計画地区計画の決定 (野々市市決定)

都市計画野々市市西部中央地区地区計画を次のように変更する。

都市計画野々市市四部中央地区地区計画を次のように変更する。									
名 称 野々市市西部中央地区 地区計画									
	位 置	野々市市田尻町の一部							
	面積	約 27. 1ha							
	地区計画 本地区は、野々市市の西部に位置しており、近隣には一般国道8号や金沢外野の目標 などの広域交通網が整備されている。また本市の総合公園である野々市中央公園し、レクリエーション環境が整っているとともに、医療・福祉関連施設も充実しである。 本地区計画は、地区のテーマである「健康・医療・福祉のまちづくり」を実践め、関連施設の立地誘導を適正に進めるとともに、快適な住環境を創出し、計画魅力的な市街地の形成を図ることを目標とする。								
	土地利用の方針	土地区画整理事業を基盤とした機能的な商業地及び良好な居住環境を創出するための計画的な土地利用を図るため、本地区を以下の6地区に区分する。							
区域		1. 住宅・生活 利便ゾーン 都市内幹	 2. 沿道サービスゾーン 広域幹線 道路の沿道 	3. 拠点施設ゾーン 非可住地と	4. 住宅ゾーン① 緑豊かで、		③ との調和を図		
の整備・開発および保全の方針	州 区 悔 説 の	線道宅をつ舗等設誘導と地基つやののので形と、務便地る。 和のでである。 和のである。 のである。 のである。 のである。 のである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。	道とあ立後に音を沿ス地るのて施と住すの慮サ設誘い宅る緩し一の導が映る。はずいでは、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	しをづマ康のをめ立る効す施許で規くで・ま促、地。果た設容により、のる療づす施誘、もの立る・は、のるをがすを、もの立る・では、のるをですがある。一個では、のるのでは、ののでは、ののでは、のでは、のでは、	着きのある閑 静なたたずま いの住宅地の 形成を図る。	するための原も許容し、良形成を図る。	利便性を確保 芸舗等の立地 好な住宅地の		
	地区施設の 整備方針	土地利用の方針に基づき、都市計画道路及び既存道路を活用し、区画道路の計画的な配置を誘導する。(郷町の一部)							
	建築物等の 整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺の既成市街地の環境との調和を保ちながら、それぞれの土地利用にふさわしい街区の形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限等を行い、緑豊かな街並みが形成されるよう誘導する。							

	地区施設の 配置及び規模	道	名称:区画道 幅員 8.2m	直路 延長約 103m				
	,	路	幅員 7.4m	延長約 99m				
	地区の区分	名 称	住宅・生活利便ゾーン	沿道サービスゾ ーン	拠点施設 ゾーン	住宅ゾーン①	住宅ゾーン②	住宅ゾーン③
		面積	約 5.6ha	約 3.6ha	約 8.4ha	約 2.6ha	約 6. 0ha	約 0.9ha
地区整備計画	建に事築関項等る	選築物等の用途の制限	の都市計画決 する場合はこ 1. 畜舎	た定時に現存す の限りではな	るい 、	は ま ま ま は ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	前と同様の用途の	

		地区の	名称	住宅・生活利便ゾ	沿道サービスゾ	拠点施設	住宅ゾーン①	住宅ゾーン②	住宅ゾーン③	
		区分	の散	ーン	ーン	ゾーン	<u>ш</u> т. У Ф	H-7 > 0	H-1/ 0	
	建築物等に関する事項	建築物の敷 地面積の最 低限度		$165\mathrm{m}^2$						
				ただし、野々市市西部中央土地区画整理事業の換地処分時に、既に上記面積未満の 敷地となっている場合は、その敷地を分割しない限り建築物等を建築することがで きる。						
		壁面の位置の制限		1. 道路境界線及び隣地境界線から建築物等の壁面又はこれらに代わる柱等の面までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。ただし、建築設備についてはこの限りでない。 (1) 道路境界線からの距離は1.5mとする。 (2) その他公共用地、道路隅切線、隣地境界線からの距離は1.0mとする。 2. 前項の規定により建築することができる建築面積が、都市計画において定められた建蔽率の限度〔建築基準法第53条第3項の規定(角地の緩和)を適用しないもの〕による建築面積を下回る場合は、次に掲げる数値とすることができる。 (1) 道路境界線からの距離は0.6mとする。 (2) その他公共用地、道路隅切線、隣地境界線からの距離は0.5mとする。ただし、隣地所有者の同意があるものに限る。						
		建築物等の 高さの最高 限度		20m			15m			
地区		建築物等の 形態又は意 匠の制限 1. 建築物等の形態及び意匠は、周辺の景観及び環境と調和したものとする。 2. 建築物等の外壁の色は原色を避け、低彩度の色を基調とし、周辺の建築物と をそろえるなど景観の調和に配慮する。							-	
区整備計画			3. 広告物は、都市景観上支障のない様に美観、大きさに配慮し、次に掲げるものする。ただし、管理上、防犯上必要なもの又は非営利目的の公共的なものにつてはこの限りでない。(広告物の用語の定義は、いしかわ景観総合条例に準ずる							
				(2) 自立広告 設置位 以上後 (3) 突出広 部分を	用に供するもの 言物の高さは 10 置は道路境界 退した位置とす 退した位置とす 上では、外壁が 1m以内としま 3m以上に設置)m以下とし、 泉から 0.6m る。 いら突出する 地盤面からの	(2)屋上広告 る。 (3)壁面利 以内の (4)自立広告 設置位 以上後 (5)突出広告 分を 1n さを 3:	用に供するもの 一物は設置でき 用広告物は、 ものとする。 告物の道路境界が 退した位置とする。 になば、外壁かれ の以内とし、地 の以上に設置	ないものとす 達面積の 1/10 m以下とし、 線から 0.6m つる。 ら突出する部 らな面からのとす	
							面積の	広告物以外の 合計は、10 ㎡リ	以内とする。	
		かき又 くの構 制限		隣地境界に (1) 道路境 壇を含む	設置するフェ 界線から 0.6m p。) に努めるも	ンス等について 以上後退し、: oのとする。	ける場合は次に ても、道路境界 かつ、その間に 、石積、レンス	線から 0.6m₽ は高さ 0.6m程	人上後退する。 度の緑化(花	
	土地利用に関す			敷地内は、中木、高木等の植栽を施し、緑化の推進を図る。						
	る事	- リ		都市計画道路沿いは、夜間照明の設置に努める。 						

「位置図及び区域は計画図表示のとおり」

理由: 野々市市西部中央地区に隣接する郷町地区の市街化区域編入及び用途地域の指定に合わせて、一体的なまちづくりを行うために、野々市市西部中央地区地区計画を変更する。